

○水道と地下水の使用区分ごとの下水道使用水量の算定方法について

本市の下水道使用料は使用水量による従量制としておりますが、下水道の使用水量の算定方法は、各家庭の水道、地下水の使用状況により、以下の3とおりに分けられます。

①水道水のみを使用している家庭

水道と下水道は同じ使用水量であるとみなして、水道の使用水量をもって下水道使用水量としています。

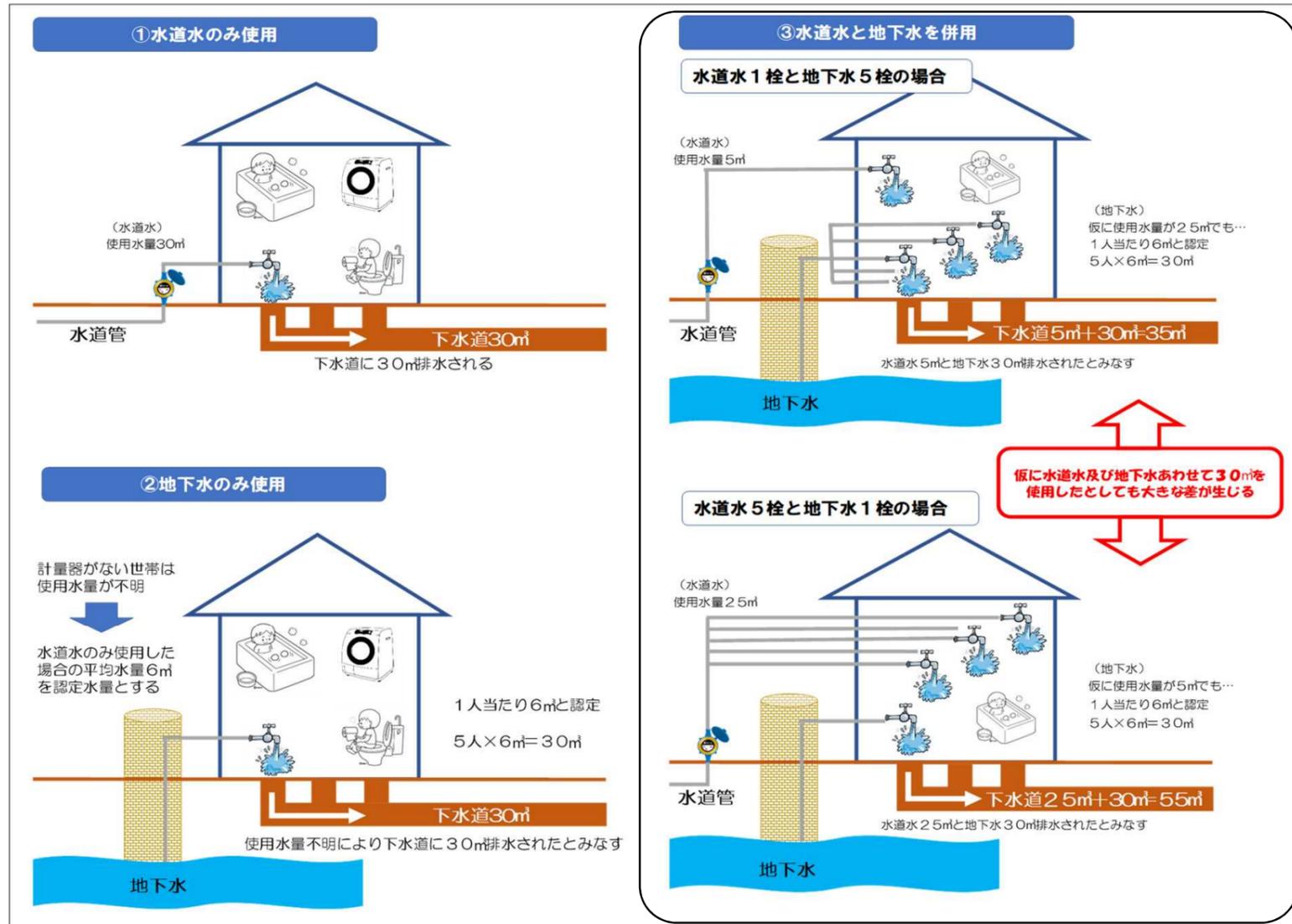
②地下水のみを使用している家庭

下水道に流れる水量が不明なため、世帯人数を報告してもらい、人数に応じて一人当たり6m³（水道使用の場合の一人当たり平均水量）を下水道使用水量としています。

③水道水と地下水を併用している家庭

水道水から下水へ流れる水量は水道の使用水量を用いるが、地下水の使用水量は不明なため、水道の使用水量と、人数に応じて1人当たり6m³の水量を合計した水量が、下水道使用水量としています。

○算定方法（例）5人世帯で合計30m³使用した場合



○現状の算定方法の課題

水道水と地下水を併用している家庭とそうでない家庭で、認定する下水道使用水量に生じている差が大きく、平等性に欠ける。

○改定案

「水道水の使用水量（水道メーターにより量る水量）」と、「地下水のみの推定水量（1人当たり6m³）」を比較し、高い水量を下水道使用水量として認定する。

○算定方法（例）

(1) 左記の算定方法（例）の③の場合

- A 水道水の使用水量（上の場合5m³、下の場合25m³）
- B 地下水のみの推定水量（5人世帯のため30m³）
- A < Bのため、**30m³**を下水道使用水量とする。

(2) 5人世帯で水道水の使用水量が合計35m³、地下水の使用水量が5m³の場合

- A 水道水の使用水量（**35m³**）
- B 地下水のみの推定水量（5人世帯のため30m³）
- A > Bのため、**35m³**を下水道使用水量とする。

○改定による影響額

全体で、現在の使用料より**9,366,300円程度**（令和3年度使用料ベース）の収入減額となる見込み。